第11期東京都障害者施策推進協議会 第４回専門部会資料

2026年11月２日

第4回専門部会での審議にむけた意見

専門部会委員 市橋博
（障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会）

【審議に際しての意見】

1.特別支援教育に関して

〔意見1〕現状と課題について、東京都や国が行っている調査の分析をしっかり記すこと

〔理由〕論点整理（案）の「施策目標Ⅲ ２ 全ての学校における特別支援教育の充実」において、「特別教室を転用したり、1 つの教室を間仕切りしたりして普通教室を確保している学校が存在している」という考察は、私たちは３年前の協議会専門部会でも指摘しているにもかかわらず現計画には載っていなかったものであり、その点では前進点として評価できます。

現状をさらに正確にとらえるために、文部科学省による特別支援学校の教室不足調査による東京都の数値と推移を載せることを提案します。下はその一部です。

そうすることで、特別支援学校の教室不足の解消が喫緊の課題であることがわかります。

	特別教室の転用	管理諸室の転用	間仕切り	倉庫等の転用	授業の実施に支障が生じており、今後整備する必要がある教室数
R7.10	474	204	400	35	458
R5.10	370	191	330	20	557
R3.10	301	129	278	18	511

文部科学省＊公立特別支援学校の教室不足調査より（東京都分）

〔意見2〕論点整理案の上記項目の「教育環境を一層充実していく必要がある」という現状分析では弱いので、「国の特別支援学校設置基準に基づき、教育環境を至急改善していかなければならない」とすること

〔理由〕文部科学省の調査をみればわかるように、公立の小中学校、高校ではありえないような「特別教室の転用」「教室の間仕切り」「倉庫等の転用」など教育環境の劣悪さが際立っています。

しかもその数は増加していて、劣悪さが進んでいます。授業の実施に支障のある数は減っているようにみえますが、それは子どもたちが、上記のような劣悪な環境で我慢を強いられている、ということ

であります。

第 4 回専門部会資料4−1で示されている東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画概要において、施設整備計画が記してありますが、これらが実施されたとしても教室不足や劣悪な環境が解消されるにはまだまだ長い時間がかかります。

さらに第三次実施計画では、「新たな考え方に基づく施設整備の展開」と打ち出されていますが、国の定めた特別支援学校の設置基準や、都自身が定めている特別支援学校施設設備標準を満たしていない場合も考えられます。設置基準や施設設備標準に基づき、安心して安全な学校づくりを進める必要があります。

〔意見3〕小学校、中学校、高校における特別支援教育の現状と課題をくわしく載せること

〔理由〕「全ての学校における特別支援教育の充実」としているが、現計画では、特別支援教室についての記述はあるものの、特別支援学級のことについては在籍児童生徒数のグラフしかありません。

特別支援学級においても、児童生徒の増加にともない、使用できる教室が不足している問題や、専門的な教科指導が十分にできない問題もあります。

また小中学校の特別支援教室の現状としては、利用する児童生徒が増えていて、さらに児童生徒が必要とする時間数の指導、継続的な指導が受けられていない状況もあります。

高等学校における特別の指導についても、導入されてからの状況を簡潔にでも書いておくべきと考えます。

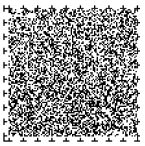
2. 障害者の住まいの確保について

〔意見4 〕障害者のくらしの場は、社会保障の一部であるとする立場を、東京都は明確にすること

〔理由〕第 4 回専門部会資料4−2において示されている、東京都の住宅マスタープランは、「住宅政策の目標や基本的施策を具体化し、福祉、環境、まちづくり、雇用など関連する各政策分野との連携を図りながら、住宅施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です」とされています。2026 年 9 月に策定された東京都住宅マスタープランの基本的な方針において、「住生活の視点からの共生社会の実現に向けて（中略）高齢者や障害者、ひとり親世帯など住宅の確保に配慮を要する都民の住宅セーフティネットの更なる充実が求められます。」としています。その方針には大いに賛成するものです。

しかし、マスタープランでは、住宅政策の目標と具体的な施策展開として、「住まいにおける子育て環境の向上」「高齢者の居住の安定」という目標は立てていますが、障害者に関わる目標としては、「住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」の中の一部でしか位置づいていません。

マスタープランの文中で、「障害者については、施設入所・入院から地域での自立した生活への移行促進が求められていますが、バリアフリーや必要な仕様を有する住宅が市場で十分に取引されていないことや、事故やトラブルに対する不安等により、貸主側から入居を拒まれやすい傾向が



あります」と分析されている通り、国や東京都がすすめようとしている「地域移行」のためにも、障害者に特化した具体的な施策展開をマスタープランに位置付けるべきだと考えます。

障害者の住まいの問題は、都市整備や住宅関連の部局でなく、福祉局において進める国もあると聞きます。東京都は、障害者の住まいの問題は社会保障ととらえ、福祉局主導でさらなる施策の展開を行うことが必要です。

3.安心・安全の確保について

〔意見5〕障害者の防災対策については、別途「災害時要支援者協議会」（仮称）を設置し協議すること

〔理由〕災害時の障害者の安心・安全の確保の課題は、ますます切実なものになっています。災害時の対策として、「要支援者名簿」「個別避難計画の作成」なども含め実際の避難誘導や避難後の支援など、区市町村の取り組みとして位置づけられています。しかし、実状として、個別避難計画の作成状況だけとってみても、区市町村ごとに格差があります。東京都はより主体的なとりくみとして、災害時要支援者の声を反映した施策を推進するために、「災害時要支援者協議会」を設置するべきだと考えます。

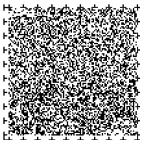
第４回専門部会資料 4-3 では、東京都災害福祉広域支援ネットワークのとりくみが載せてあり、すでに東京における災害時の要配慮者の支援体制について、平時から関係機関・団体とともに検討を進めているとのことです。ただ、そこにどれだけ要配慮者としての障害者自身の声・実状が反映されているのか明らかではありません。この支援ネットワークがさらに豊かな活動にしていくためにも、「災害時要支援者協議会」（仮称）を設けて、対策を検討していくことが必要と考えます。

〔意見6〕福祉避難所の機能について、この間の能登地震、熊本地震等の教訓をもとに、さらなる改善をはかっていくこと。

〔理由〕この間の各被災地の避難状況をふまえ、避難所、特に福祉避難所の機能については課題がさらに明確になってきていると考えられます。特に学校は、避難所として使用されるので、学校の整備は教育機能だけでなく、避難所の機能も併せて整備する必要があります。

体育館および普通教室・特別教室の冷房については、都内ではほぼ完備されているところであるので、障害者や要配慮者の実情に応じて、教室等の使用もふくめて有効に利用できるようにしてほしいです。また、自校方式で給食を提供している学校の給食調理室は、災害時にも有効になりますので、現在給食センター方式の学校にも、調理機能の充実を検討するべきです。

福祉避難所として、バリアフリーな施設である特別支援学校が活用されますが、現在都内の特別支援学校はすべての自治体にはない状況です。教室不足が解消されないという課題も抱えている特別支援学校を、避難所としての機能もあわせて、各自治体に新規設置することを東京都は部局を超えて連携し、総合的に判断するべきと考えます。



4.障害福祉サービスに対する指導検査について

〔意見7〕運営指導・監査の実施率についても、施策に基づいて数値目標を示すこと。

〔理由〕いうまでもなく、サービスの質の向上は、人権の保障上最重要な事項です。そしてそれは、事業者に求められるものでもあると同時に、都や区市町村の大きな責任でもあります。これまでも、社会的に問題となる事件が多発している状況の中、安心して支援やサービスを受けられる施策を、この協議会で論議し、新しい計画の中に反映させていきたいと考えます。

現計画では「事業者等に対する指導検査」「福祉サービス第 3 者評価制度」の項目をあげています。少なくとも、この項目についての実績を明らかにして、評価しなければならないと考えます。

特に、事業者等に対する指導検査については、都の実施率は異常に低い状況だと聞いています。国はおおむね3年に一度（つまり毎年33.3%の実施率となる）実施すべきとしていますが、厚生労働省の資料では、東京都の実施率は事業所総数に対して1%前後の数字となっています。

都は区市町村が独自に運営指導等を実施することを考えているようですが、区市町村は事業所の指定権限を持たない場合がほとんどで、行政処分はできないといいます。都と区の役割分担を明確にしながら、東京都における運営指導・監査の充実に向けた施策の確立が求められます。

5.スポーツや生涯学習・地域活動等への参加の推進について

〔意見8〕地域活動として、都が今年度予算化した「区市町村障害者の居場所づくり促進事業」について、論点整理の文章に記述をくわえること。

〔理由〕現計画では、「施策目標Ⅰ　共生社会実現に向けた取組の推進」の中に「4 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進」を位置づけていて、「生涯学習・地域活動等への参加の推進」の意義を述べています。

東京都は、当事者からの要求にもこたえ、2026 年度から「区市町村障害者の居場所づくり促進事業」を予算化しました。現時点では、保護者・支援者の就労保障が事業の主たる目的となっていますが、当事者の居場所としても意味のある事業となっています。

新計画では、主な施策として載せることはあると考えられますが、「現状と課題」あるいは「取組の方向性」として文章の中に記述するべきだと考えます。

〔意見9〕「区市町村障害者の居場所づくり促進事業」については、保護者支援者の就労保障だけでなく、当事者本人のゆたかな生活の保障として発展させる方向性を示すこと

〔理由〕障害者の権利条約 30 条では、障害者の「文化的な生活、レクリエーション、余暇およびスポーツへの参加」が、他の人との均等な機会が保障されることをうたっています。しかし現状では、18 歳以降の障害者にとってのレクリエーションや余暇の機会は十分保障されているとは言えません。保護者支援者の就労保障という視点だけでなく、当事者にとっての場の保障という意味で、東京都が予算化した「区市町村障害者の居場所づくり促進事業」の発展を目指していく必要があります。

第 4 回専門部会の資料4−5では、パラスポーツの振興についての展開が示されています。それ

と同様に、レクリエーションや余暇の場についても、都としてより重要な施策として位置付けていくことが求められます。

私たちの自治体担当者への聞き取り調査では、区市町村によっては「居場所づくり促進事業」のニーズがない、としているところもありました。ニーズがないのではなく、「どうしていいのかわからない」「声を出しにくい」という当事者の意識もあります。ぜひ東京都は、作業所などを通じて障害者のレクリエーションや余暇についての希望等を調査し、居場所つくり事業を発展させる方向で計画を位置づけていってほしいと考えます。

6.福祉のまちづくりについて

〔意見 10〕障害者等が、まちづくりに関する困りごとを気軽に相談できる公的な窓口の設置を検討すること。

〔理由〕多くの障害者団体のとりくみもあって、東京都の福祉のまちづくりは少しずつ進んできています。しかし、都内の各地に住む障害者には、移動や生活上の個別の困りごとがあります。

消費者が商品やサービスに関するトラブルや疑問を相談できる公的な窓口として、消費者相談センターがありますが、まちづくりに関する困りごとを相談できる中立的な場所はありません。

何らかの団体等に所属している障害者は、団体を通して区市町村と話をする場がありますが、一人一人の障害者にとって、まちづくりに関する困りごとを気軽に相談できる公的な窓口の設置は重要です。窓口の設置について検討していく必要があります。

7.一般就労に向けた支援の充実・強化について

<意見11>障害者雇用の現状として、障害者雇用率の達成状況および今後の課題については、民間だけでなく、東京都および各自治体の雇用率にも触れて述べていくこと。

<理由>現計画では、「一般就労に向けた支援の充実」という項で、障害者雇用の現状として、都内の民間企業における障害者雇用率の表を載せています。一方、「事業299 障害者雇用の促進」においては、「障害者がその訂正と能力に応じて公務に就く機会を保障するとともに、企業等に対する指導的役割を果たすため、障害者を対象とする採用選考の実施や知的障害者を対象に、非常勤職員から常勤職員へステップアップする雇用の枠組みを設けるなど、計画的な雇用の促進に努める」と自治体が主体となって行うことを述べています。しかし、計画に自治体の雇用率やとりくみについては載せられていません。

公民両者の障害者雇用の実態と課題を新計画に載せていくことで、今後一層の一般就労も進むきっかけとすることができると考えます。

8.障害福祉サービスを担う福祉人材の確保について

〔意見 12〕障害福祉サービスを担う福祉労働者の必要数を明らかにして、施策を推進すること。

〔理由〕現行の「推進計画」の施策目標Ⅴ「サービスを担う人材の養成・確保および DX の活用」における「現状と課題」では、「一般に他業界に比較して賃金が低い傾向にあります。・・・離職率が高いため、人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しく、各事業所において質の高いサービスを安定的に提供することは難しい状況にあります」と分析していて、それは 3 年たった今でも解決されることなく、さらに厳しい状況になっているといえます。国は、他の業種との平均賃金の格差は月8万円ほど、との調査結果を示していますが、東京都ではさらに格差がある状況だと考えられます。

都は、そうした状況もふまえ、障害者福祉サービスに関する報酬改定に関して国に提言を出しています。しかし2026年度に行われた「臨時改定」の状況においても、各現場の厳しさは変わりません。国が十分な施策をおこなえなかった場合、東京都は以下を参考に、独自の補助と施策をさらに広げてもらいたいと考えます。人材の確保と定着は、「推進計画」の最重要事項といえます。

その際、障害福祉サービスの必要量、福祉労働者の必要数を示すことが、施策の推進のためには重要です。介護の分野においては必要量が示されているといいますので、障害福祉の分野でも同様に示してください。

